

# 兵庫県立かこがわ清流特別支援学校いじめ防止基本方針

兵庫県立かこがわ清流特別支援学校

## 1 本校の方針

本校は、「心ゆたかに（笑顔） たくましく（元気） 自分らしく（希望）」という校訓のもと、「明るく主体的に行動する子」、「相手も自分も大切にできる子」、「夢に向かってチャレンジする子」、「困ったときに助けを求め、再び挑戦できる子」という子ども像を育んでいくことをめざしている。

そのために、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整え、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 基本的考え方

本校は、令和8年1月に東播磨地域の知的障害のある児童生徒を対象に、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置された。また、地域の小学校、中学校や高等学校との交流及び共同学習を推進するとともに、地域の方々との交流を目的としたカフェスペースの運営や多くの地域行事に参加し、地域との交流を積極的に進め、障害のある児童生徒への理解と啓発を進めようとしている。

「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にでも起こり得る。」という認識をすべての教員がもったうえで、本校では少人数の児童生徒を複数の教員で担当する体制をとる。個々の児童生徒の学校生活や家庭生活の状況について複数の教員が把握し、かつ小さな変化に対しても対応していく。また、毎日の連絡帳等を利用して、家庭との連携を密にすることで、自分の気持ちや状態を言葉でうまく表現することが難しい児童生徒に対しても対応していく。好ましい人間関係を築き、いじめを許さない、見逃さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

#### 別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知する。そして、いじめを見逃さず、早期発見するためのチェックリストを作成し、アンケートを年2回実施するとともに個人面談も合わせて実施する。

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修やカウンセリングマインド研修を活用する。さらには、SNSを中心としたネットいじめ防止対策の一環として、児童生徒だけでなく、教員、保護者も参加するサイバー犯罪被害防止教室の開催など、年間の指導計画を別に定める。

#### 別紙2 年間指導計画

### (3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

#### 別紙3 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた児童生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、精神的に非常に不安定な状況に追い込まれたとき、身体に重大な傷害を負ったとき、金品等に重大な被害を被ったときなどが想定される。

「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」については、「相当の期間」を不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと、学校が主体となって、いじめ対応委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えて「緊急いじめ対応委員会」を組織し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努める。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページで公開するとともに、学校評議員会をはじめ、保護者懇談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

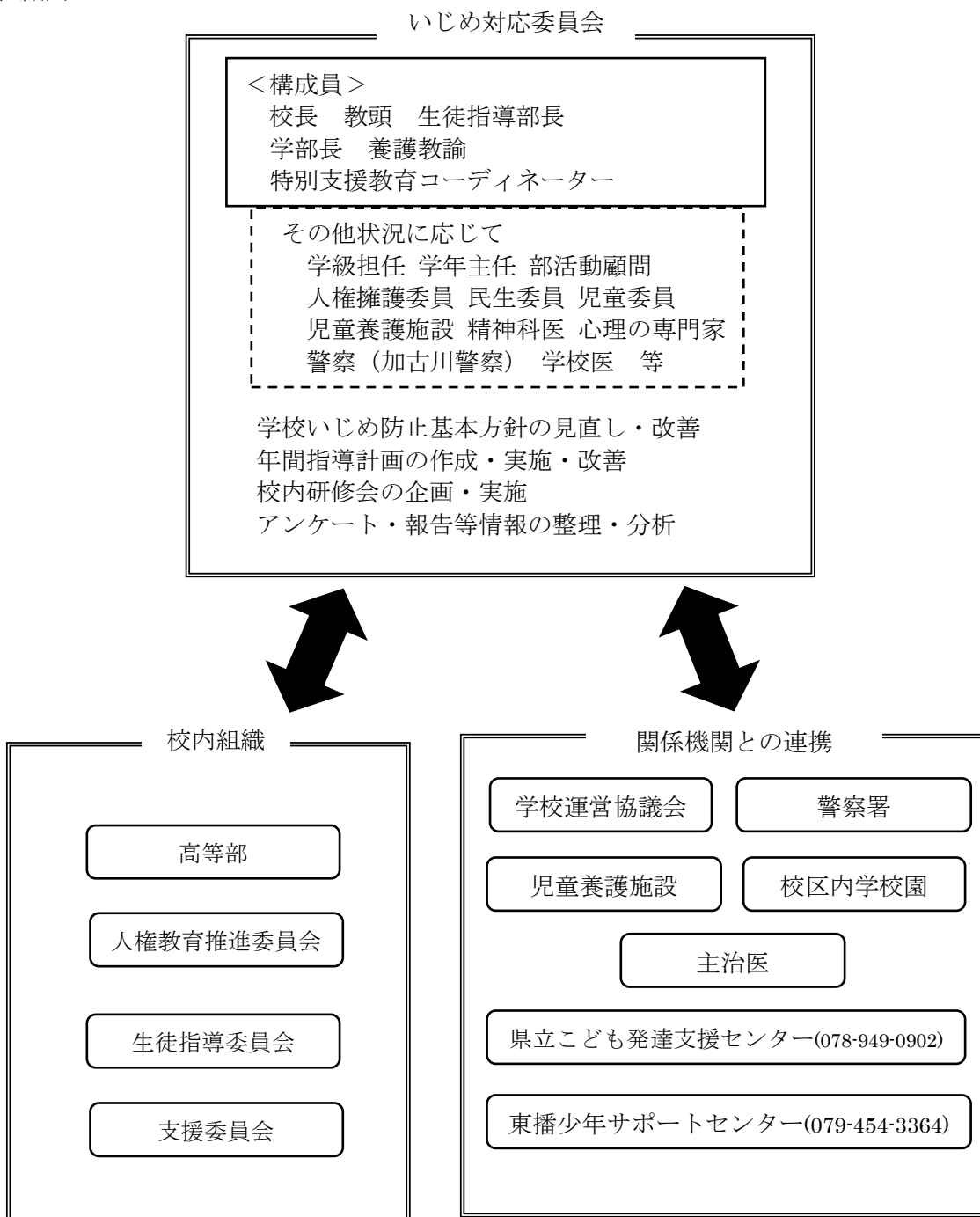
また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童生徒の意見を取り入れるなど、可能な限り、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。さらに、必要に応じて、保護者や学校評議員会等の学校関係者が取組状況の点検・評価を行い、改善に努める。

令和8年4月

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめはどの子どもにも、どこでも起こり得る」「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、その委員会を中心として、報告・連絡・相談を確実にやり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 3 組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

《組織図》



年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応委員会 指導方針・指導計画等	担当者間引継 中高連絡会	クラス会※7 連絡帳
5月	職員会議※1 学部会議 学年会議	道徳教育 自立活動※4	家庭訪問 保護者懇談会
6月	カウンセリング マインド研修	サイバー犯罪被害防止教室※6	生活アンケート 個人面談
7月	加古川地区学警 連絡・校外補導連 盟委員会※2	仲間づくり活動※5	保護者懇談会 (高2・高3)
8月	人権研修会※3		
9月			個人面談 保護者懇談会 (高1)
10月			
11月			生活アンケート 個人面談
12月	カウンセリング マインド研修		
1月	加古川地区学警 連絡・校外補導連 盟委員会		保護者懇談会
2月			
3月	いじめ対応委員会 本年度のまとめ 次年度の計画 課題解決策の検討	前在籍校との引継	

**職員会議等**

※1 職員会議・学部会議(月1回)、学年会議(月2回): 学校いじめ防止基本方針の確認や指導計画の共通理解、児童生徒の情報交換を実施する

※2 加古川地区学警連絡・校外補導連盟委員会: 通学安全と校外生活について情報交換

※3 人権研修会: 外部講師による子どもの人権に関する研修

**未然防止に向けた取組**

※4 自立活動: 障害特性による困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度(心理的な安定や人間関係の形成等)を養う

※5 仲間づくり活動: 宿泊学習、遠足、球技大会、地域交流(清流祭、カフェスペースの運営等)、学校間交流

※6 サイバー犯罪被害防止教室: 高等部生徒を対象とした外部講師による授業でネット上のいじめを防止する

年間を通し、自立活動や生活単元学習等を活用して人間関係の形成や規範意識、人権意識を高める指導を行うとともに、学校行事等を通して好ましい人間関係づくりを図る。

**早期発見に向けた取組**

※7 クラス会: 学級単位の担当者打合せ会(月2回) 学期始めの生徒個人面談を実施するとともに、個別の教育支援計画等の作成にかかわる保護者懇談、参観日等を利用した懇談、毎日の連絡帳により保護者との緊密な情報交換・共有を図る。

組織的対応

校長を中心とした指導体制のもとで、全職員が組織的に対応する

